

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (課及び担当の設置)</p>	<p>第1条 (略) (課及び担当の設置)</p>
<p>第2条 事務局に次の課及び担当を設ける。</p> <p><u>教育総務課</u> <u>総務担当</u> <u>施設担当</u> <u>社会教育担当</u></p> <p><u>学校教育課</u> <u>学事担当</u> <u>指導担当</u> <u>教育研究室担当</u></p> <p>(事務分掌)</p>	<p>第2条 事務局に次の課及び担当を設ける。</p> <p><u>教育総務課</u> <u>総務担当</u> <u>社会教育担当</u></p> <p><u>学校教育課</u> <u>学事指導担当</u> <u>教育研究室担当</u></p> <p><u>教育施設・給食課</u> <u>施設・給食担当</u></p> <p>(事務分掌)</p>
<p>第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 総務担当 (略) <u>施設担当</u></p> <p><u>(1) 教育財産の取得及び処分</u>の申出に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(2) 教育財産の総括管理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(3) 教育施設の維持管理</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(4) 教育施設の整備</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(5) 学校施設開放</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>社会教育担当 (略)</p> <p>学校教育課 <u>学事担当</u></p> <p>(1)～(7) (略) <u>(加える)</u> <u>(加える)</u> <u>(加える)</u></p>	<p>第3条 前条に規定する担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 総務担当 (略) <u>(削る)</u></p> <p>社会教育担当 (略)</p> <p>学校教育課 <u>学事指導担当</u></p> <p>(1)～(7) (略) <u>(8) 学校経営の指導助言</u>に関する<u>こと。</u> <u>(9) 教科用図書</u>の採択及び無償給付に関する<u>こと。</u> <u>(10) 教育課程、学習指導及び進路指導</u>に関する<u>こと。</u></p>

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(8) (略)

指導担当

(1) 学校経営の指導助言に関する  
こと。

(2) 教科用図書の採択及び無償給  
付に関すること。

(3) 教育課程、学習指導及び進路  
指導に関すること。

(4) 県費負担教職員の研修に関す  
ること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 学校保健、安全に関すること。

(7) 就学時の健康診断に関するこ  
と。

(8) 学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師に関すること。

(9) 特別支援教育に関すること。

(10) 就学相談に関すること。

教育研究室担当

(略)

(加える)

(11) 県費負担教職員の研修に関  
すること。

(12) 学校保健、安全に関するこ  
と。

(13) 就学時の健康診断に関する  
こと。

(14) 学校医、学校歯科医及び学校  
薬剤師に関すること。

(15) 特別支援教育に関すること。

(16) 就学相談に関すること。

(17) (略)

(削る)

教育研究室担当

(略)

教育施設・給食課

施設・給食担当

(1) 教育財産の取得及び処分の中  
出に関すること。

(2) 教育財産の総括管理に関する  
こと。

(3) 教育施設の維持管理及び整備  
に関すること。

～略～

(4) 学校施設開放に関すること。

(5) 学校給食に関すること。

(6) 給食センターの建設に関する  
こと。

(7) 課の庶務に関すること。

～略～

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行す  
る。